

大阪府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する  
条例をここに公布する。

令和8年2月27日

大阪府後期高齢者医療広域連合長 野田 義和

大阪府後期高齢者医療広域連合条例第1号

大阪府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

大阪府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成19年大阪府後期高齢者医療広域連合条例第25号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>目次 第1章～第5章（略） 第6章 罰則（第24条～<u>第27条</u>）</p> <p>（保険料の賦課額） 第4条 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「法」という。）第104条第2項の規定により被保険者に対して課する保険料の賦課額は、被保険者につき算定した<u>高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号。以下「令」という。）第18条第1項第1号イの規定の基礎賦課額及び同号ロの子ども・子育て支援納付金賦課額の合計額とする。</u></p> <p><u>2 前項の基礎賦課額は、被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合計額とする。ただし、法第99条第2項に規定する被保険者（以下「被扶養者であった被保険者」という。）に係る賦課額は、当該被扶養者であった被保険者につき算定した被保険者均等割額とする。</u></p> <p><u>3 第1項の子ども・子育て支援納付金賦課額は、被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合計額とする。ただし、被扶養者であった被保険者に係る賦課額は、当該被扶養者であった被保険者につき算定した被保険者均等割額とする。</u></p> <p>（基礎賦課額の所得割額） 第5条 前条第2項の所得割額は、地方税法（昭和25年法律第22</p>	<p>目次 第1章～第5章（略） 第6章 罰則（第24条～<u>第28条</u>）</p> <p>（保険料の賦課額） 第4条 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「法」という。）第104条第2項の規定により被保険者に対して課する保険料の賦課額は、被保険者につき算定した<u>所得割額及び被保険者均等割額の合計額とする。ただし、法第99条第2項に規定する被保険者（以下「被扶養者であった被保険者」という。）に係る賦課額は、当該被扶養者であった被保険者につき算定した被保険者均等割額とする。</u></p> <p>【新設】</p> <p>【新設】</p> <p>（保険料の所得割額） 第5条 前条の所得割額は、地方税法（昭和25年法律第226号）</p>

6号) 第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに令第7条第1項第1号に規定する他の所得と区分して計算される所得の金額(以下この条において「他の所得と区分して計算される所得の金額」という。)の合計額から地方税法第314条の2第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)に第1号に掲げる額を第2号に掲げる額で除して得た率(以下「所得割率」という。)を乗じて得た額とする。ただし、被保険者の所得の分布状況その他の事情に照らし、前条、この条本文及び次条から第9条の10までの規定に基づき当該被保険者に係る保険料の基礎賦課額を算定するものとしたならば、当該基礎賦課額が、第10条に定める基礎賦課額の限度額を上回ることが確実であると見込まれる場合には、高齢者の医療の確保に関する法律施行規則(平成19年厚生労働省令第129号。以下「施行規則」という。)第83条の規定により、基礎控除後の総所得金額等を補正するものとする。

(1)～(2) (略)

2～3 (略)

(基礎賦課額の被保険者均等割額)

第6条 第4条第2項の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第12条第3項に規定する被保険者均等割総額を施行規則第86条第2項の規定により算定した当該特定期間における各年度の被保険者の合計数の合計数の見込数で除して得た額とする。

2 (略)

(基礎賦課額の所得割率及び被保険者均等割額の適用)

第7条 第4条第2項の基礎賦課額の所得割率及び前条の規定により算定された基礎賦課額の被保険者均等割額は、全区域にわたって均一とする。

(令和7年度までの保険料の所得割率)

第8条～第8条の9 (略)

第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行令(平成19年政令第318号。以下「令」という。)第7条第1項第1号に規定する他の所得と区分して計算される所得の金額(以下この条において「他の所得と区分して計算される所得の金額」という。)の合計額から地方税法第314条の2第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)に第1号に掲げる額を第2号に掲げる額で除して得た率(以下「所得割率」という。)を乗じて得た額とする。ただし、被保険者の所得の分布状況その他の事情に照らし、前条、この条本文及び次条から第9条までの規定に基づき当該被保険者に係る保険料の賦課額を算定するものとしたならば、当該賦課額が、第10条に定める賦課額の限度額を上回ることが確実であると見込まれる場合には、高齢者の医療の確保に関する法律施行規則(平成19年厚生労働省令第129号。以下「施行規則」という。)第83条の規定により、基礎控除後の総所得金額等を補正するものとする。

(1)～(2) (略)

2～3 (略)

(保険料の被保険者均等割額)

第6条 第4条の被保険者均等割額は、第12条第3項に規定する被保険者均等割総額を施行規則第86条第2項の規定により算定した当該特定期間における各年度の被保険者の合計数の合計数の見込数で除して得た額とする。

2 (略)

(所得割率及び被保険者均等割額の適用)

第7条 所得割率及び前条の規定により算定された被保険者均等割額は、全区域にわたって均一とする。

(所得割率)

第8条～第8条の9 (略)

(令和8年度及び令和9年度における基礎賦課額の所得割率)  
第8条の10 令和8年度及び令和9年度の基礎賦課額の所得割率は、0.1151とする。

(令和7年度までの保険料の被保険者均等割額)  
第9条～第9条の9 (略)

(令和8年度及び令和9年度における基礎賦課額の被保険者均等割額)  
第9条の10 令和8年度及び令和9年度の基礎賦課額の被保険者均等割額は、64,931円とする。

(基礎賦課額の賦課限度額)  
第10条 第4条第2項の基礎賦課額は、85万円を限度とする。

(子ども・子育て支援納付金賦課額の所得割額)  
第10条の2 第4条第3項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に第1号に掲げる額を第2号に掲げる額で除して得た率（以下この条、第10条の4及び第10条の5において「所得割率」という。）を乗じて得た額とする。ただし、被保険者の所得の分布状況その他の事情に照らし、第4条、この条本文及び次条から第10条の6までの規定に基づき当該被保険者に係る保険料の子ども・子育て支援納付金賦課額を算定するものとしたならば、当該賦課額が、第10条の7に定める子ども・子育て支援納付金賦課額の限度額を上回ることが確実であると見込まれる場合には、施行規則第86条の2の規定により、基礎控除後の総所得金額等を補正するものとする。

- (1) 第12条の2第2項に規定する所得割総額
- (2) 被保険者（被扶養者であった被保険者を除く。）につき施行規則第86条の3の規定により算定した当該年度の基礎控除後の総所得金額等の合計額の見込額

2 前項の場合における地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額若しくは山林所得金額又は他の所得と区分して計算される所得の金額は、同法第313条第9項中雑損失の金額に係る部分の規定を適用しないものとして算定する。

**【新設】**

(被保険者均等割額)  
第9条～第9条の9 (略)

**【新設】**

(保険料の賦課限度額)  
第10条 第4条の賦課額は、80万円を限度とする。

**【新設】**

3 第1項の所得割率に小数点以下第4位未満の端数があるときは、これを切り上げ、所得割額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額)

第10条の3 第4条第3項の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額は、第12条の2第2項に規定する被保険者均等割総額を当該年度の被保険者の合計数の見込数で除して得た額とする。

2 前項の被保険者均等割額に1円未満の端数があるときは、これを切り上げる。

(子ども・子育て支援納付金賦課額の所得割率及び被保険者均等割額の適用)

第10条の4 第4条第3項の子ども・子育て支援納付金賦課額の所得割率及び前条の規定により算定された被保険者均等割額は、全区域にわたって均一とする。

(令和8年度の子ども・子育て支援納付金賦課額の所得割率)

第10条の5 令和8年度の子ども・子育て支援納付金賦課額の所得割率は、0.0024とする。

(令和8年度の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額)

第10条の6 令和8年度の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額は、1,373円とする。

(子ども・子育て支援納付金賦課額の賦課限度額)

第10条の7 第4条第3項の子ども・子育て支援納付金賦課額は、21,000円を限度とする。

(基礎賦課総額)

第12条 特定期間における各年度の法第104条第2項の規定により被保険者に対して課する保険料の基礎賦課額(第14条又は第15条に規定する基準に従い第4条から第10条までの規定に基づき算定される所得割額又は被保険者均等割額を減額するものとした場

【新設】

【新設】

【新設】

【新設】

【新設】

(保険料の賦課総額)

第12条 特定期間における各年度の法第104条第2項の規定により被保険者に対して課する保険料の賦課額(第14条又は第15条に規定する基準に従い第4条から第10条までの規定に基づき算定

合にあっては、その減額することとなる額を含む。)の合計額の合計額(以下「基礎賦課総額」という。)は、特定期間における各年度の第1号に掲げる合計額の見込額から第2号に掲げる合計額の見込額を控除して得た額の合計額を予定保険料収納率で除して得た額とする。

(1) (略)

(2) 法第93条第1項及び第2項、第96条並びに第98条の規定による負担金、法第95条の規定による調整交付金、法第100条の規定による後期高齢者交付金、法第117条第1項の規定による交付金、法第102条及び第103条の規定による補助金その他後期高齢者医療に要する費用(後期高齢者医療の事務の執行に要する費用及び子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用を除く。)のための収入の額(法第95条第2項に規定する子ども・子育て支援納付金の額の見込額の120分の1に相当する額を除く。)の合計額

2 前項の予定保険料収納率は、特定期間における各年度に賦課すべき基礎賦課額の合計額の合計額に占めるこれらの年度において収納が見込まれる基礎賦課額の合計額の合計額の割合として施行規則第89条の規定により算定される率とする。

3 基礎賦課総額は、所得割総額及び被保険者均等割総額の合計額とし、所得割総額は被保険者均等割総額の48分の52に相当する額に、当該特定期間における各年度の被保険者の所得の平均額の全ての後期高齢者医療広域連合の被保険者の所得の平均額に対する割合の平均値を勘案して施行規則第90条の規定により算定した所得係数の見込値を乗じて得た額とする。

(子ども・子育て支援納付金賦課総額)

第12条の2 法第104条第2項の規定により広域連合が被保険者に対して課する保険料の子ども・子育て支援納付金賦課額(第14条又は第15条に規定する基準に従い第4条及び第10条の2から第10条の7までの規定に基づき算定される所得割額又は被保険者均等割額を減額するものとした場合にあっては、その減額することとなる額を含む。)の合計額(以下この項において「子ども・子育て支援納付金賦課総額」という。)は、当該年度の第1号に掲げる合計額の見込額から第2号に掲げる合計額の見込額を控除して得た

される所得割額又は被保険者均等割額を減額するものとした場合にあっては、その減額することとなる額を含む。)の合計額の合計額(以下「賦課総額」という。)は、特定期間における各年度の第1号に掲げる合計額の見込額から第2号に掲げる合計額の見込額を控除して得た額の合計額を予定保険料収納率で除して得た額とする。

(1) (略)

(2) 法第93条第1項及び第2項、第96条並びに第98条の規定による負担金、法第95条の規定による調整交付金、法第100条の規定による後期高齢者交付金、法第117条第1項の規定による交付金、法第102条及び第103条の規定による補助金その他後期高齢者医療に要する費用(後期高齢者医療の事務の執行に要する費用を除く。)のための収入の額の合計額

2 前項の予定保険料収納率は、特定期間における各年度に賦課すべき保険料の額の合計額の合計額に占めるこれらの年度において収納が見込まれる保険料の額の合計額の合計額の割合として施行規則第89条の規定により算定される率とする。

3 賦課総額は、所得割総額及び被保険者均等割総額の合計額とし、所得割総額は被保険者均等割総額の48分の52に相当する額に、当該特定期間における各年度の被保険者の所得の平均額のすべての後期高齢者医療広域連合の被保険者の所得の平均額に対する割合の平均値を勘案して施行規則第90条の規定により算定した所得係数の見込値を乗じて得た額とする。

【新設】

額を前条第1項の予定保険料収納率で除して得た額とする。

(1) 子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用の額

(2) 法第95条の規定による調整交付金その他後期高齢者医療に要する費用（子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用（同条第2項に規定する子ども・子育て支援納付金の納付に係る事務の執行に要する費用を除く。）に限る。）のための収入の額（同項に規定する負担対象総額の見込額の総額の1/2に相当する額を除く。）の合計額

2 子ども・子育て支援納付金賦課総額は、所得割総額及び被保険者均等割総額の合計額とし、所得割総額は、被保険者均等割総額の4/8分の5/2に相当する額に、当該年度の広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者の所得の平均額を全ての後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者の所得の平均額で除して得た率（小数点以下11位未満は四捨五入するものとする。）を乗じて得た額とする。

（所得の少ない者に係る保険料の減額）

第14条 所得の少ない被保険者に対して賦課する被保険者均等割額は、次の各号に掲げる被保険者の区分に応じ、当該被保険者に係る被保険者均等割額から当該各号に定める額を控除して得た額とする。

(1) 当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に被保険者の資格を取得した場合には当該資格を取得した日とする。以下この条において同じ。）現在における被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得（令第18条第5項第1号に規定する他の所得と区分して計算される所得をいう。以下この条において同じ。）の金額の合計額の当該世帯における合算額が、同法第314条の2第2項第1号に定める金額（被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者（次号及び第3号において「被保険者等」という。）のうち給与所得を有する者（前年中に同条第1項に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者

（所得の少ない者に係る保険料の減額）

第14条 所得の少ない被保険者に対して賦課する被保険者均等割額は、次の各号に掲げる被保険者の区分に応じ、当該被保険者に係る被保険者均等割額から当該各号に定める額を控除して得た額とする。

(1) 当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に被保険者の資格を取得した場合には当該資格を取得した日とする。以下この条において同じ。）現在における被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得（令第18条第4項第1号に規定する他の所得と区分して計算される所得をいう。以下この条において同じ。）の金額の合計額の当該世帯における合算額が、同法第314条の2第2項第1号に定める金額（被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者（次号及び第3号において「被保険者等」という。）のうち給与所得を有する者（前年中に同条第1項に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者

(同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。)をいう。以下この号において同じ。)の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。)をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(以下この号、次号及び第3号において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあつては、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)を超えない世帯に属する被保険者当該年度分の保険料に係る被保険者均等割額に10分の7を乗じて得た額

(2) 当該年度の賦課期日において、前号の規定による減額がされない被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額の当該世帯における合算額が、同条第2項第1号に定める金額(被保険者等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)に当該世帯に属する被保険者の数に31万円を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯に属する被保険者 当該年度分の保険料に係る被保険者均等割額に10分の5を乗じて得た額

(3) 当該年度の賦課期日において、前2号の規定による減額がされない被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額の当該世帯における合算額が、同条第2項第1号に定める金額(被保険者等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)に当該世帯に属する被保険者の数に57万円を乗じて得た金額を加

(同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。)をいう。以下この号において同じ。)の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。)をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(以下この号、次号及び第3号において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあつては、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)を超えない世帯に属する被保険者当該年度分の保険料に係る被保険者均等割額に10分の7を乗じて得た額

(2) 当該年度の賦課期日において、前号の規定による減額がされない被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額の当該世帯における合算額が、同条第2項第1号に定める金額(被保険者等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)に当該世帯に属する被保険者の数に305,000円を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯に属する被保険者 当該年度分の保険料に係る被保険者均等割額に10分の5を乗じて得た額

(3) 当該年度の賦課期日において、前2号の規定による減額がされない被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額の当該世帯における合算額が、同条第2項第1号に定める金額(被保険者等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)に当該世帯に属する被保険者の数に560,000円を乗じて得た

算した金額を超えない世帯に属する被保険者（次条第1項の規定より減額される被保険者を除く。）当該年度分の保険料に係る被保険者均等割額に10分の2を乗じて得た額  
2～3（略）

金額を加算した金額を超えない世帯に属する被保険者（次条第1項の規定より減額される被保険者を除く。）当該年度分の保険料に係る被保険者均等割額に10分の2を乗じて得た額  
2～3（略）

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の大阪府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の規定は、令和8年度以後の保険料から適用し、令和7年度分までの保険料については、なお従前の例による。

（令和8年度及び令和9年度における保険料の減免の特例）

3 広域連合長は、令和8年度及び令和9年度の本則第14条第1項第1号の区分の被保険者に係る被保険者均等割額（本則第4条第2項に規定する基礎賦課額に係る被保険者均等割額に限る。以下本条において同じ。）について、当該年度分の保険料に係る被保険者均等割額に100分の2を乗じて得た額を減ずることができる。